

産業廃棄物処分業許可証

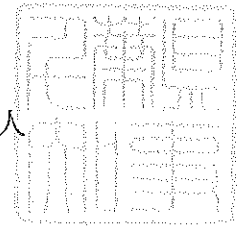
住 所 東京都江戸川区中葛西五丁目20番7号

氏 名 株式会社ナンセイ

代表取締役 稲福 誠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和3年11月15日

許可の有効年月日 令和8年9月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
- (エ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (オ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (カ) がれき類

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ロ) 繊維くず、(エ) 金属くず
- (オ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスウールに限る。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

(続 く)

(許可証の続き)

2 事業の用に供する全ての施設
許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、散水等により周辺への飛散を防止すること。
- (2) 産業廃棄物の処理に当たっては、破碎施設の周囲に設置された防音壁及び圧縮施設の油圧ユニットの防音カバーの維持管理を徹底すること等により、騒音に係る規制基準を遵守すること。
- (3) 中間処理施設の稼働時間は午前8時から午後5時までの間の8時間とすること。
- (4) 雨水貯留槽の水位管理を行い、中間処理施設からの排水は放流しないこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年9月28日 新規許可
令和3年11月15日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種別 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設 (施行令第7条第8号の2) (平成5年2月8日, 譲受け:平成18年5月15日, 第18-1-209号)	廃プラスチック類 4.56t/日 (0.57t/時×8時間) 紙くず 3.80t/日 (0.475t/時×8時間) 木くず 6.84t/日 (0.855t/時×8時間) 金属くず 14.44t/日 (1.805t/時×8時間) ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず 22.04t/日 (2.755t/時×8時間) がれき類 45.22t/日 (5.653t/時×8時間)	1	千葉県香取郡 東庄町小南 字三番割 2440番2, 2441番1, 2441番3
圧縮施設	廃プラスチック類 91.2t/日 (11.41t/時×8時間) 紙くず 164.8t/日 (20.61t/時×8時間) 繊維くず 72.7t/日 (9.09t/時×8時間) 金属くず 50.3t/日 (6.29t/時×8時間) ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず(ガラスウール に限る) 111.1t/日 (13.89t/時×8時間) (令和3年4月12日)	1	
受入廃棄物保管施設 (廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートく ず及び陶磁器くず, がれき類)	50m ² 80m ³	1	
受入廃棄物保管施設 (廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートく ず及び陶磁器くず, がれき類)	29m ² 43m ³	1	
受入廃棄物保管施設(コンテナ) (廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートく ず及び陶磁器くず, がれき類)	6m ² 8m ³	1	
受入選別保管施設	276m ² 342m ³	1	
廃プラスチック類保管施設	75m ² 120m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
紙くず保管施設	19m ² 28m ³	1	千葉県香取郡 東庄町小南 字三番割 2440番2, 2441番1, 2441番3
木くず保管施設	75m ² 120m ³	1	
繊維くず保管施設	19m ² 28m ³	1	
金属くず保管施設	50m ² 80m ³	1	
金属くず保管施設	29m ² 43m ³	1	
ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず保管施設	50m ² 80m ³	1	
ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず保管施設(コンテナ)	15m ² 24m ³	1	
がれき類保管施設	50m ² 80m ³	1	
破碎後廃プラスチック類保管施設 (コンテナ)	15m ² 24m ³	1	
破碎後廃プラスチック類保管施設 (コンテナ)	8.1m ² 8m ³	1	
圧縮前廃プラスチック類保管施設 (コンテナ)	8.1m ² 8m ³	1	
圧縮前廃プラスチック類保管施設 (コンテナ)	8.1m ² 8m ³	1	
圧縮前廃プラスチック類保管施設 (コンテナ)	15m ² 24m ³	1	
圧縮前廃プラスチック類保管施設 (コンテナ)	15m ² 24m ³	1	
圧縮前廃棄物保管施設	41m ² 67m ³	1	
圧縮後保管施設 (廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くず, 金属くず)	50m ² 79m ³	1	

(以下余白)